

PAL

連合会だより「パル」

PALひろば
“共済”南北

今回は 福岡

太宰府天満宮
(福岡県太宰府市)



今号の
主要項目

- 令和4年度事業計画及び予算の概要
- 国家公務員共済組合連合会への拠出金等について
- スチュワードシップ活動の報告について
- 年金払い退職給付に係る財政状況(令和2年度末)について
- 地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について
- 令和4年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について
- 地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

CONTENTS

主要項目 1	令和4年度事業計画及び予算の概要 [総務部総務課]	P.03
主要項目 2	国家公務員共済組合連合会への拠出金等について [年金業務部調整課]	P.09
主要項目 3	スチュワードシップ活動の報告について [資金運用部企画管理課]	P.10
主要項目 4	年金払い退職給付に係る財政状況(令和2年度末)について [年金業務部数理課]	P.20
主要項目 5	地方公務員共済組合等に係る 地方公共団体の負担金等の財源措置について [総務省]	P.21
主要項目 6	令和4年度以降において地方公共団体等が 負担すべき追加費用等について [総務省]	P.23
主要項目 7	地方公務員等共済組合法施行令等の 一部を改正する政令等の施行について [総務省]	P.30
年金制度等の日誌	厚生年金制度に関連した法律等の改正状況／ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況	P.31
業務等の状況	会議開催状況／会議開催予定	P.32
人事異動		P.33
■ 宿泊施設の紹介 博多サンヒルズホテル	[警察共済組合福岡県支部]	P.38
■ PALひろば“共済”南北 184 福岡おススメ観光情報	[警察共済組合福岡県支部]	P.39

令和4年度事業計画及び予算の概要

[総務部総務課]

はじめに

地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）は、すべての地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会の長期給付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るための事業を行うことを目的としています。

連合会は、退職等年金給付に係る付与率等の算定、実施機関積立金、退職等年金給付組合積立金及び地方の組合の経過的長期給付組合積立金の運用状況の管理、厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金及び地方の組合の経過的長期給付調整積立金の管理及び運用、厚生年金拠出金・交付金の納付及び交付、各実施機関との情報交換及び連絡調整、国家公務員共済組合連合会との財政調整、基礎年金拠出金・交付金の納付及び交付、各組合から預託された業務上の余裕金の運用、年金事務機械処理標準システム、情報共有化システム、地方公務員共済組合番号システム及び年金払い退職給付システム等年金業務に関連するシステムの開発・管理、基礎年金支払代行に係る業務、厚生年金拠出金等に要する資金、退職等年金給付に要する資金及び地方の組合の経過的長期給付に要する資金の交付、年金から特別徴収した保険料等の市区町村に対する納入、などの事業を行ってきたところであり、引き続きこれらの事業を適切に推進します。

令和3年12月末現在の連合会の積立金は、厚生年金保険給付調整積立金で11兆737億円、退職等年金給付調整積立金で830億円、経過的長期給付調整積立金で11兆6,722億円の規模となっています。積立金の運用については、将来の年金財政に大きな影響を及ぼすものであり、経済状況の分析、分散投資及びリスク分析などにより、運用とリスク管理の両面から安全かつ効率的な資金運用を図るものとします。

また、国家公務員共済組合連合会に対し、経過的長期給付に係る拠出金の拠出を行うものとします。

総括

1. 連合会を組織する組合の数及び組合員の数

- (1) 組合の数 64組合
- (2) 組合員の数 3,116千人

地方職員共済組合	333,215人
公立学校共済組合	1,056,514人
警察共済組合	299,541人
東京都職員共済組合	126,961人
すべての指定都市職員共済組合 及びすべての市町村職員共済組合	1,300,000人
合計	3,116,231人

2. 連合会の役員及び職員の数

- (1) 役員 理事長1人、理事8人、監事3人 計12人
- (2) 職員 80人

厚生年金保険給付調整経理

収支の予定

1. 収入 290,155,007千円
(725,876,521千円)

- ア 国家公務員共済組合法第102条の2及び第102条の3の規定に基づき、国家公務員共済組合連合会より拠出を受ける財政調整拠出金受入金60,470,463千円を見込むものとする。
- イ 地方公務員等共済組合法（以下「法」という。）第38条の8第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金51,385,948千円を見込むものとする。
- ウ 資金の運用による信託の運用益178,298,596千円を見込むものとする。

2. 支出 191,941,616千円
(201,880,233千円)

- ア 厚生年金保険法第84条の5の規定に基づき、当連合会が年金特別会計に対して拠出する厚生年金拠出金のうち当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金160,510,068千円を見込むものとする。
- イ 法第38条の8第3項の規定に基づき、厚生年金拠出金等に要する資金が不足すると認められる組合に対し交付する、組合交付金29,272,000千円を見込むものとする。
- ウ 地方公務員等共済組合法施行規則（以下「施行規則」という。）第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金2,159,548千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	290,155,007千円
支出総額	191,941,616千円
当期利益金	98,213,391千円

当期利益金は、期首厚生年金保険給付調整積立金見込額11,274,024,418千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す厚生年金保険給付調整積立金は、11,372,237,809千円となる見込みである。

退職等年金給付調整経理

収支の予定

1. 収入 14,348,322千円
(14,489,436千円)

- ア 法第38条の8の2第2項の規定に基づき組合から払い込まれる組合払込金14,021,936千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益326,386千円を見込むものとする。

2. 支出 810,425千円
(603,315千円)

施行規則第11条の5の2の規定に基づく業務経理への繰入金810,425千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	14,348,322千円
支出総額	810,425千円
当期利益金	13,537,897千円

当期利益金は、期首退職等年金給付調整積立金見込額89,614,690千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す退職等年金給付調整積立金は103,152,586千円となる見込みである。

経過的長期給付調整経理

収支の予定

1. 収入 183,847,489千円
(608,954,932千円)

- ア 資金の運用による利息及び配当金541,529千円を見込むものとする。
- イ 資金の運用による信託の運用益183,305,960千円を見込むものとする。

2. 支出 107,861,425千円
(59,471,476千円)

- ア 一元化法附則第76条の規定に基づく国家公務員共済組合連合会への拠出金45,107,406千円を見込むものとする。※
- イ 一元化法附則第75条の3において準用する法第38条の8の2第3項の規定に基づき、地方の組合の経過的長期給付に要する資金が不足していると認められる組合に対し交付する、組合交付金62,539,000千円を見込むものとする。

(注) () 書きの数値は、令和3年度推計額である。

※国家公務員共済組合連合会への拠出金に関しては、9ページに関連記事を掲載しています。

- ウ 施行規則附則第 4 条の 2 第 3 項において準用する施行規則第 11 条の 5 の 2 の規定に基づく業務経理への繰入金 215,019 千円を見込むものとする。

3. 収支損益

収入総額	183,847,489 千円
支出総額	107,861,425 千円
当期利益金	75,986,064 千円

当期利益金は、期首経過の長期給付調整積立金見込額 11,807,652,132 千円に加算することとし、翌年度へ繰り越す経過の長期給付調整積立金は、11,883,638,196 千円となる見込みである。

厚生年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	6,527,306,865 千円 (6,784,789,858 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 及び第 84 条の 7 の規定に基づき各組合及び当連合会が負担する厚生年金拠出金負担金並びに同法第 84 条の 3 の規定に基づき年金特別会計から交付される厚生年金交付金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金負担金	3,116,999,957 千円
イ 厚生年金交付金	3,410,306,908 千円

2. 支出	6,527,306,865 千円 (6,784,789,858 千円)
-------	--

厚生年金保険法第 84 条の 5 の規定に基づき年金特別会計へ納付する厚生年金拠出金及び同法第 84 条の 4 の規定に基づき各組合へ交付する厚生年金交付金支払金を見込むものとする。

ア 厚生年金拠出金	3,116,999,957 千円
イ 厚生年金交付金支払金	3,410,306,908 千円

3. 収支損益

収入総額	6,527,306,865 千円
支出総額	6,527,306,865 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

基礎年金拠出金経理

収支の予定

1. 収入	1,562,975,729 千円 (1,602,797,901 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 4 の規定に基づき各組合が負担する基礎年金拠出金負担金及び国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 35 条第 2 項の規定に基づき年金特別会計から交付される基礎年金交付金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金負担金	1,517,676,583 千円
イ 基礎年金交付金	45,299,146 千円

2. 支出	1,562,975,729 千円 (1,602,797,901 千円)
-------	--

国民年金法第 94 条の 2 第 2 項の規定に基づき年金特別会計へ納付する基礎年金拠出金及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令第 60 条に規定される施行規則第 11 条の 15 第 1 項の規定に基づき各組合へ交付する基礎年金交付金支払金を次のとおり見込むものとする。

ア 基礎年金拠出金	1,517,676,583 千円
イ 基礎年金交付金支払金	45,299,146 千円

3. 収支損益

収入総額	1,562,975,729 千円
支出総額	1,562,975,729 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

厚生年金保険預託経理

収支の予定

1. 収入	1,447,346 千円 (3,424,819 千円)
-------	--------------------------------

地方公務員等共済組合法施行規程（以下「施行規程」という。）第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる厚生年金保険給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益	1,447,346 千円
--------	--------------

2. 支出 1,447,346 千円
(3,424,819 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,447,346 千円

3. 収支損益
 収入総額 1,447,346 千円
 支出総額 1,447,346 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

退職等年金預託経理

施行規程第 12 条の 3 の規定に基づく組合から連合会への退職等年金給付組合積立金等資金の預託については、見込まれないことから、予算を計上しない。

経過的長期預託経理

収支の予定

1. 収入 1,546,784 千円
(3,715,146 千円)

施行規程附則第 1 条の 3 において準用する施行規程第 12 条の 3 の規定に基づき組合から預託されるものと見込まれる経過的長期給付組合積立金等資金の運用による信託の運用益を次のとおり見込むものとする。

信託の運用益 1,546,784 千円

2. 支出 1,546,784 千円
(3,715,146 千円)

組合に分配する支払利息を次のとおり見込むものとする。

支払利息 1,546,784 千円

3. 収支損益
 収入総額 1,546,784 千円
 支出総額 1,546,784 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

介護保険経理

収支の予定

1. 収入 4,509,839 千円
(5,336,328 千円)

介護保険法第 137 条第 1 項の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 1 項の規定に基づき徴収するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料納入金 4,509,839 千円

2. 支出 4,509,839 千円
(5,336,328 千円)

介護保険法第 137 条第 2 項の規定に基づき市区町村へ納入する介護保険料（同法第 140 条第 3 項において準用する同法第 137 条第 2 項の規定に基づき納入するものを含む。）を次のとおり見込むものとする。

介護保険料 4,509,839 千円

3. 収支損益
 収入総額 4,509,839 千円
 支出総額 4,509,839 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

国民健康保険経理

収支の予定

1. 収入 45,435 千円
(47,760 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法第 718 条の 4（同法第 718 条の 7 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税）納入金 45,435 千円

2. 支出 45,435 千円
(47,760 千円)

国民健康保険法第 76 条の 4 において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定及び地方税法施行令第 56 条の 89 の 11 の規定に基づき市区町村へ納入する国民健康保険料（税）を次のとおり見込むものとする。

国民健康保険料（税） 45,435 千円

(注) () 書きの数値は、令和3年度推計額である。

3. 収支損益	
収入総額	45,435 千円
支出総額	45,435 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

後期高齢者医療経理

収支の予定

1. 収入	5,649,023 千円 (6,659,281 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 1 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料納入金 5,649,023 千円

2. 支出	5,649,023 千円 (6,659,281 千円)
--------------	---------------------------------------

高齢者の医療の確保に関する法律第 110 条において準用する介護保険法第 137 条第 2 項（介護保険法第 140 条第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき市区町村へ納入する後期高齢者医療保険料を次のとおり見込むものとする。

後期高齢者医療保険料 5,649,023 千円

3. 収支損益	
収入総額	5,649,023 千円
支出総額	5,649,023 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

個人住民税経理

収支の予定

1. 収入	2,142,645 千円 (2,551,809 千円)
--------------	---------------------------------------

地方税法第 321 条の 7 の 6（同法第 321 条の 7 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき特別徴収義務者である組合が徴収する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税納入金 2,142,645 千円

2. 支出	2,142,645 千円 (2,551,809 千円)
--------------	---------------------------------------

地方税法施行令第 48 条の 9 の 18 の規定に基づき市区町村へ納入する個人住民税を次のとおり見込むものとする。

個人住民税 2,142,645 千円

3. 収支損益	
収入総額	2,142,645 千円
支出総額	2,142,645 千円

収入・支出総額とも同額であり、当期損益は生じない。

業務経理

収支の予定

1. 収入	6,675,170 千円 (6,291,477 千円)
--------------	---------------------------------------

連合会の業務に要する経費に充てるため、組合分担金、利息及び配当金並びに厚生年金保険給付調整経理より繰入金等を次のとおり見込むものとする。

- (1) 組合分担金 3,490,178 千円 (3,398,145 千円)
 組合員1人当たり 1,120 円 (1,120 円)
- (2) 厚生年金保険給付調整経理より繰入金
 2,159,548 千円 (2,082,654 千円)
- (3) 退職等年金給付調整経理より繰入金
 810,425 千円 (603,315 千円)
- (4) 経過的長期給付調整経理より繰入金
 215,019 千円 (207,363 千円)

2. 支出	7,672,375 千円 (6,976,047 千円)
--------------	---------------------------------------

本年度の主な事業内容及びこれらに要する経費を次のとおり見込むものとする。

- (1) 管理運営関係
 - ア 会議関係
 - (ア) 運営審議会 3 回 (3 回)
 - (イ) 役員会 3 回 (3 回)
 - イ 事務処理システムの管理
 230,970 千円 (160,495 千円)

(注) () 書きの数値は、令和3年度推計額である。

(2) 委託業務関係

ア 年金事務機械化処理等		
(ア) 組合員等現況調査	29,152 千円	(17,030 千円)
(イ) 基礎年金支払代行事務	277,960 千円	(48,327 千円)
イ 標準システム等の開発・管理		
(ア) 標準システム	1,059,306 千円	(1,684,951 千円)
(イ) 住民基本台帳ネットワーク利用システム	8,810 千円	(-)
(ウ) 情報共有化システム	766,788 千円	(609,693 千円)
ウ 各種情報交換及び特別徴収業務	646,854 千円	(287,010 千円)
エ 社会保障・税番号制度関係業務	2,278,036 千円	(2,097,022 千円)
オ 長期給付額推計システムサーバ対応	2,641 千円	(2,971 千円)
カ 年金払い退職給付関連システム	424,270 千円	(256,065 千円)
キ システム開発等進捗管理等	312,580 千円	(296,526 千円)

(3) 調査研究事業関係

ア 組合職員研修事業		
(ア) 年金事務担当者研修会	2,654 千円	(409 千円)
(イ) 年金問題セミナー	1,360 千円	(781 千円)
イ 業務説明会等の開催 資金運用全国説明会	1,242 千円	(107 千円)
ウ 調査研究事業		
(ア) 資金運用・年金制度に関する調査研究等	53,679 千円	(48,380 千円)
(イ) 資金運用委員会等	40,633 千円	(12,047 千円)
(ウ) リスク管理	70,119 千円	(65,391 千円)

(4) 普及事業関係

ア 広報誌の発行等	12,767 千円	(9,921 千円)
イ 現況届パンフレットの作成	3,610 千円	(3,610 千円)
ウ ホームページの管理	7,098 千円	(7,667 千円)

3. 収支損益

(単位：千円)

科目	令和4年度(3年度推計)	
経常収益		
組合分担金	3,490,178	(3,398,145)
繰入金		
厚生年金保険給付 調整経理より繰入	2,159,548	(2,082,654)
退職等年金給付 調整経理より繰入	810,425	(603,315)
経過の長期給付 調整経理より繰入	215,019	(207,363)
計	6,675,170	(6,291,477)
当期損失金		
当期損失金	997,205	(684,570)
合計	7,672,375	(6,976,047)
経常費用		
役員報酬・職員給与	790,341	(767,707)
旅費・事務費	22,429	(15,998)
委託費	6,088,638	(5,508,480)
賃借料	374,399	(349,644)
調査研究費	180,101	(130,765)
普及費	27,673	(26,023)
負担金	152,593	(144,439)
その他	36,201	(32,990)
計	7,672,375	(6,976,047)
当期利益金		
当期利益金	-	(-)
合計	7,672,375	(6,976,047)

(注) () 書きの数値は、令和3年度推計額である。

国家公務員共済組合連合会への 拠出金等について

[年金業務部調整課]

経過的長期給付調整経理における国家公務員共済組合連合会への拠出金等について

ご紹介

令和4年度より経過的長期給付調整経理及び厚生年金保険給付調整経理において、地方公務員共済組合連合会（地共連）から国家公務員共済組合連合会（国共連）への拠出等が開始されることになりました。

詳細については以下のとおりです。

経過的長期給付においては新たな掛金収入がなく、地共連と国共連のいずれかにおいて積立金の減少に伴う年金給付費の財源に不足が生じる場合には、法に基づき不足が生じる連合会に対して他方の連合会が拠出金を拠出することとされています。

この拠出が行われる場合、拠出を受けた連合会は他方の連合会に対して、拠出金と同額の財政調整を厚生年金保険給付において行うこととされています。

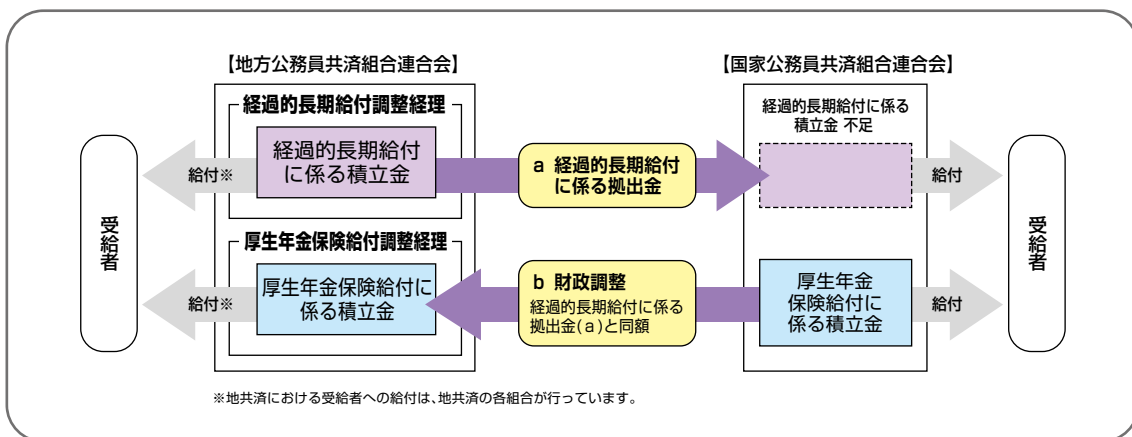
国共連は令和4年度に経過的長期給付に係る積立金に不足が生じる見込みであるため、令和4年度以降、地共連は国共連に対して、経過的長期給付調整経理から経過的長期給付に係る拠出金の拠出(図中a)を行うこととしており、令和4年度は約451億円を拠出する予定です。

その拠出と同時に、地共連は国共連から同額(令和4年度予定額 約451億円)の財政調整拠出金を、厚生年金保険給付調整経理に受け入れます。(図中b)

なお、本拠出は将来の年金給付に支障が生じない範囲で行うこととされています。

また、この拠出等は受給者の年金額に影響を与えるものではありません。

【経過的長期給付に係る拠出金等のイメージ図】



スチュワードシップ活動の報告について

[資金運用部企画管理課]

ご紹介

連合会のスチュワードシップ活動状況について主な内容を掲載します。

(詳細は、連合会HP「資金運用関連情報」で公表されている「令和3年度スチュワードシップ活動の報告」をご覧ください。

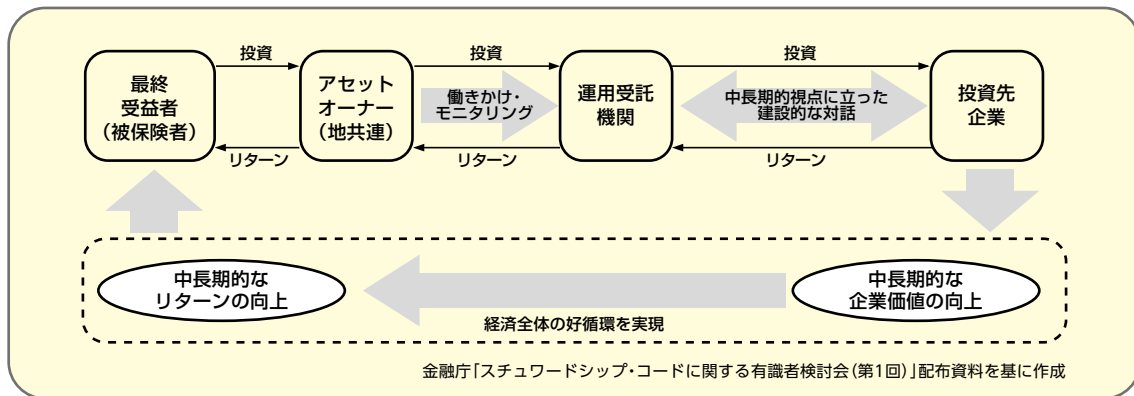
<https://www.chikyoren.or.jp/sikin/governance/>)

1 連合会のスチュワードシップ活動の概要

スチュワードシップ活動とは、機関投資家がエンゲージメント(投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」)等を通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、顧客・受益者の中長期的な投資リターン拡大を図る活動です。具体的には、株主議決権の行使、エンゲージメント等があります。

連合会は、被保険者のために財産価値を長期的に増大させるという受託者責任と公的年金としての社会的責任を果たすことが求められていることから、スチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいるところです。

〔スチュワードシップ活動のイメージ図〕



なお、連合会では株式資産において、運用受託機関を通じて企業に投資する形態を取っており、スチュワードシップ活動についても、企業との接触の機会が多く、企業経営に関する深い知見を有する運用受託機関を通じて行うことにより、効果的にスチュワードシップ責任を果たしていくことができると考えています。

このような考え方のもと、連合会は、平成16年に「地方公務員共済組合連合会コーポレートガバナンス原則」(以下「コーポレートガバナンス原則」という。)及び「株主議決権行使ガイドライン(国内株式)」(以下「ガイドライン(内株)」という。)を、平成28年に「株主議決権行使ガイドライン(外国株式)」(以下「ガイドライン(外株)」という。)を策定し、運用受託機関との契約に当たって、これらの方針に基づきスチュワードシップ活動を行うよう明示しています。また、厚生年金保険給付調整積立金に関する基本方針等(以下「基本方針等」という。)においてスチュワードシップ責任を果たすための対応について明記しています。

加えて、連合会は平成26年5月に日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを表明し、スチュワードシップ活動に関する考え方を明確に表明しました。令和3年度は、金融安定理事会(FSB)によって設立された「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」(※)への賛同を表明したほか、令和3年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの再改訂の内容等も踏まえ、連合会として、望ましいコーポレートガバナンスの基準をより明確に示すために、令和4年2月にコーポレートガバナンス原則、ガイドライン(内株)及びガイドライン(外株)について改正を行いました。

※TCFDとは、Task Force on Climate-related Financial Disclosure の略であり、G20 財務大臣・中央銀行総裁会合からの要請を受け、FSB によって設立されました。TCFD は、2017 年6月、投資家の適切な投資判断のために、気候関連のリスクと機会がもたらす財務的影響について情報開示を促す任意の提言を公表しました。現在、年金基金をはじめとする資産オーナー、運用会社、銀行などの金融機関や企業、政府など世界中の多くの機関がTCFD の提言に賛同しています。

2 コーポレートガバナンス原則・ガイドライン（内株・外株）の改正

令和3年6月に行われたコーポレートガバナンス・コードの再改訂の内容等も踏まえ、連合会として、望ましいコーポレートガバナンスの基準をより明確に示すために、令和4年2月にコーポレートガバナンス原則、ガイドライン（内株）及びガイドライン（外株）について改正を行いました。

概要は以下のとおりです。

1 コーポレートガバナンス原則

連合会が特に重要と考える以下の6点の事項に要点を絞って再構成しました。

・ 経営執行と監督の分離

取締役会の役割を明確化するとともに、経営執行と監督の分離に関して言及しました。取締役会が監督すべき事項として、サステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を巡る課題への対応に言及しました。

・ 独立社外取締役を中心とする取締役会による監督

独立社外取締役の人数について、過半数が望ましいことを規定しました。CEOと取締役会議長の職務分離、スキル／コンピテンシー・マトリックスの作成に関して言及しました。

・ 指名・報酬・監査に関する審議・検討機能の確保

独立社外取締役を主体とした指名・報酬・監査の三委員会の設置が望ましいこと、及びそれらに期待する役割を規定しました。

・ 経営陣に対する動機付け

・ 取締役会の実効性評価

・ 情報開示

開示の内容として、環境・社会問題に関する事項について言及しました。

2 ガイドライン（内株）

主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 取締役会における独立社外取締役の人数要件を一部引き上げました。（企業の所属する市場区分などによっては3分の1以上）
- ・ 役員報酬について、報酬制度の種類が増えている現状を勘案し、インセンティブ報酬制度に関する記述を一般化しました。
- ・ 記述が重複している箇所を統合し、記述を簡略化しました。
- ・ コーポレートガバナンス原則で規定している項目以外の議案（剰余金の処分・組織再編等）に関する判断基準を統合しました。

3 ガイドライン（外株）

主な改正点は以下のとおりです。

- ・ 独立取締役の人数要件（現行：2名以上）に関しては、過半数を原則としつつ、投資先の市場における実情に応じて判断することとしました。
- ・ ガイドライン（内株）と共通で記載のある事項については、規定ぶりを揃えました。

3 運用受託機関へのモニタリング

連合会は、毎年度、株式の運用受託機関のステュワードシップ活動が連合会の方針に沿ったものであるか確認するため、ステュワードシップ活動の取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施しています。具体的には、ステュワードシップ活動に関する報告を受領するとともに、ヒアリングを実施しています。

令和3年度においては、5月には、国内株式・外国株式の運用受託機関（計23社）に対し、連合会における令和3年度のステュワードシップ活動の方向性について説明会を開催し、連合会がステュワードシップ活動において重視している事項等について説明しました。

また、7月に、株式の運用を委託している全ての運用受託機関に対し、令和2年度に実施したステュワードシップ活動の方針・体制やプロセス、活動実績について報告を求め、10～11月にかけて当該報告を基に連合会がステュワードシップ活動において重視している事項を中心にヒアリングを実施しました。

なお、6～7月には、希望のあった運用受託機関に対して、個別に令和2年度のステュワードシップ活動に係る評価について、フィードバックを実施しました。

連合会がステュワードシップ活動において重視している事項

【議決権行使関連】

- ① 連合会の株主議決権行使ガイドラインの遵守
- ② 企業の状況に即した議決権行使
- ③ 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

【エンゲージメント関連】

- ① 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施
- ② エンゲージメント内容の質
- ③ プロセス（PDCAサイクルなど）の実効性

4 株主議決権の行使状況（国内株式）

1 運用受託機関における取り組み状況

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン（国内株式）の遵守

全ての運用受託機関において、ガイドライン（内株）を反映した口座基準（連合会委託口座に係る具体的な議決権行使基準）に基づき議決権を行使していることを確認しました。

全ての運用受託機関において、議決権行使案がガイドライン（内株）を遵守しているかを事前に検証していることを確認しました。また、一部の運用受託機関においては、第三者機関による外部監査を行うなど、検証の客観性を高めている優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン（内株）を遵守し議決権を行使することを求めます。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

全ての運用受託機関において、企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、ガイドライン（内株）の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権を行使していることを確認しました。

➡ 連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドライン（内株）を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。運用受託機関には、引き続き、ガイドライン（内株）を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン（内株）の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

全ての運用受託機関において、株主総会前のエンゲージメントや、議決権行使後のフィードバック等、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。

一部の運用受託機関では、社外取締役の不足している企業に対して猶予期間を設けた上で、例外的に取締役選任議案に賛成していることを対話にて伝え、改善を促すという優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) その他

一部の運用受託機関では、議決権行使基準において、モニタリングボード(企業の重要な経営課題について意思決定を行い、経営執行は経営者に委ねた上で、その執行を監督する取締役会)の要件を定め、その要件を満たしている企業に対しては議決権行使基準を一部緩和することで、企業の取締役会のモニタリングボードへの移行を後押しするという優れた取り組みを確認しました。

また、一部の運用受託機関では、独自の定量的ESGスコアを議決権行使やエンゲージメントに活用するという優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、企業に対してより高度なガバナンスを求めることなどを目的に議決権行使基準を改訂するという優れた取り組みを確認しました。

- ▶ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果(国内株式)

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権を行使しています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関15社(延べ35プロダクト)を通じて、延べ14,259社(令和2年4月～令和3年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ47,567議案でした。

全47,567議案のうち、反対行使は10,241議案(うち株主提案議案は1,107議案)、反対比率は21.5%、会社提案への反対比率は19.7%でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象：令和2年4月～令和3年3月末決算企業

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
会社提案に関するもの	37,240	80.3%	9,134	19.7%	0	0.0%	46,374
株主提案に関するもの	86	7.2%	1,107	92.8%	0	0.0%	1,193
合計	37,326	78.5%	10,241	21.5%	0	0.0%	47,567

議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
取締役会・取締役に関する議案	11,369	64.1%	6,370	35.9%	0	0.0%	17,739
監査役会・監査役に関する議案	6,582	85.7%	1,096	14.3%	0	0.0%	7,678
役員報酬等に関する議案	4,011	80.3%	983	19.7%	0	0.0%	4,994
剰余金の処分に関する議案	9,283	98.0%	188	2.0%	0	0.0%	9,471
資本構造に関する議案	285	46.8%	324	53.2%	0	0.0%	609
うち敵対的買収防衛策に関するもの	11	3.7%	286	96.3%	0	0.0%	297
うち増減資に関するもの	101	100%	0	0.0%	0	0.0%	101
うち第三者割当に関するもの	44	95.7%	2	4.3%	0	0.0%	46
うち自己株式取得に関するもの	1	3.3%	29	96.7%	0	0.0%	30
事業内容の変更等に関する議案	374	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	374
役員員のインセンティブ向上に関する議案	1,969	85.0%	347	15.0%	0	0.0%	2,316
その他議案	3,453	78.7%	933	21.3%	0	0.0%	4,386
合計	37,326	78.5%	10,241	21.5%	0	0.0%	47,567
うち気候関連の議案	21	37.5%	35	62.5%	0	0.0%	56

1 連合会が議決権行使において重視している項目

(1) 連合会の株主議決権行使ガイドライン(外国株式)の遵守

全ての運用受託機関において、ガイドライン(外株)を反映した口座基準に基づき議決権を行使していることを確認しました。大部分の運用受託機関において、議決権行使案がガイドライン(外株)を遵守しているかを事前に検証していることを確認しました。また、一部の運用受託機関においては、口座基準の検証も含め、スチュワードシップ活動全体の監査を第三者の機関が行うなど、より客観的にガイドライン(外株)の遵守状況を確認するプロセスを設けていることを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、引き続きガイドライン(外株)を遵守し議決権を行使することを求めます。

(2) 企業の状況に即した議決権行使

全ての運用受託機関において、企業の状況に即した議決権行使を行うためのプロセスが構築されていることを確認したほか、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、企業との対話内容を踏まえて議決権を行使していることを確認しました。

➡ 連合会は、企業の状況に即した適切な行使を行うため、ガイドライン(外株)を示した上で、具体的な議決権行使の判断を運用受託機関に委任しています。運用受託機関には、引き続き、ガイドライン(外株)を機械的に当てはめて議決権を行使するのではなく、ガイドライン(外株)の趣旨を十分に理解した上で、その企業の状況に即した適切な判断に基づき議決権を行使することを求めます。

(3) 議決権行使とエンゲージメントの一体的運用

全ての運用受託機関において、議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用していることを確認しました。

一部の運用受託機関では、会社提案に反対した後に海外機関投資家と協働でレターを送付し、対話の機会を得ようとする優れた取り組みや、取締役会の多様性に関する議決権行使基準について、市場や地域の特性を鑑みて猶予期間を設け、十分なエンゲージメントを行った上で適用するという優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、投資先企業が長期的な株主価値の増大に資する経営を行うことを期待しており、それが見込まれない場合、そのために必要な経営を求めていく必要があると考えます。その際には、一方的に議決権を行使するだけでなく、その行使に至るまでの考え方を伝えるなど、多様な手段で課題認識を共有すべきであると考えます。運用受託機関には、引き続き議決権行使とエンゲージメントを一体的に運用することを求めます。

(4) 特徴的な事例

一部の運用受託機関では、経営陣の多様性が高い企業は、より優れた財務特性を備えている傾向があり、長期的には高いリターンをもたらす可能性があるということを定量的に分析し、その結果を基に議決権行使基準の改定を行うという優れた取り組みを確認しました。

半数以上の運用受託機関では、企業に対してより高度なガバナンスを求めることを目的に議決権行使基準を改訂するという優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、議決権行使は企業経営に株主としての連合会の意見を十分に反映させるための重要な手段の1つであり、運用受託機関はその実効性を高める取り組みを続ける必要があると考えます。運用受託機関には、議決権行使において、他部門や第三者の視点も踏まえつつ、PDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高めることを求めます。

2 議決権行使結果(外国株式)

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)において議決権を行使しています。

厚生年金保険給付調整積立金では、委託先の運用受託機関17社(延べ24プロダクト)を通じて、延べ10,091社(令和2年4月～令和3年3月末決算の企業)に対して株主議決権を行使しました。行使議案数は延べ99,553議案でした。

全99,553議案のうち、反対行使は12,739議案(うち株主提案議案は1,426議案)、反対比率は12.8%、会社提案への反対比率は11.9%でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、議決権行使結果は同様です。

株主議決権行使状況(厚生年金保険給付調整積立金)

対象:令和2年4月～令和3年3月末決算企業

提案者別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
会社提案に関するもの	83,434	88.1%	10,782	11.4%	531	0.6%	94,747
株主提案に関するもの	3,380	70.3%	1,405	29.2%	21	0.4%	4,806
合計	86,814	87.2%	12,187	12.2%	552	0.6%	99,553

議案種類別議案数	賛成		反対		棄権		合計
	賛成	比率	反対	比率	棄権	比率	
役員選任に関する議案	16,097	85.9%	2,618	14.0%	31	0.2%	18,746
役員報酬等に関する議案	9,087	84.6%	1,619	15.1%	31	0.3%	10,737
役員選任に関する議案	16,097	85.9%	2,618	14.0%	31	0.2%	18,746
資本構造に関する議案	16,674	88.2%	1,780	9.4%	449	2.4%	18,903
うち敵対的買収防衛策に関するもの	482	94.9%	26	5.1%	0	0.0%	508
うち増減資に関するもの	6,471	83%	1,319	16.9%	1	0.0%	7,791
うち第三者割当に関するもの	2,577	94.3%	157	5.7%	0	0.0%	2,734
うち自己株式取得に関するもの	2,913	96.4%	109	3.6%	0	0.0%	3,022
事業内容の変更等に関する議案	4,982	86.5%	775	13.5%	3	0.1%	5,760
役員員のインセンティブ向上に関する議案	2,031	61.5%	1,264	38.3%	5	0.2%	3,300
その他議案	33,340	89.0%	4,112	11.0%	26	0.1%	37,478
合計	86,814	87.2%	12,187	12.2%	552	0.6%	99,553
うち気候関連の議案	173	64.8%	92	34.5%	2	0.7%	267

*議決権行使に係る運用上の制約および追加的な費用負担の観点から、18の国と地域(アメリカ、カナダ、イギリス、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、香港、チリ、チェコ、インドネシア、メキシコ、フィリピン、南アフリカ、台湾、タイ、パキスタン、中国A株)を議決権行使の対象としています。

6 エンゲージメントの実施状況(国内株式)

1 運用受託機関における取り組み状況

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。また、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについても、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡ 連合会は、スチュワードシップ・コードの受け入れ表明において、「運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく」としています。運用受託機関には、引き続き企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを実施することを求めます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

全ての運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理や効果測定を行っていることを確認しました。そのうち大部分の運用受託機関では、効果測定を行った結果、対話目標の達成や進捗等の効果があったことを確認しました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメントが企業価値向上に寄与したかを定量的に測定しようとする取り組みや、国内外の大学や各種NGOとの連携によってエンゲージメント効果の測定や視点の多様化を進めようとする取り組みなど、エンゲージメントの実効性向上を図る優れた取り組みを確認しました。

一部の運用受託機関では、会議体においてエンゲージメントの実施状況や成果を踏まえた上でその実効性を毎年度評価するというプロセスが構築されているなど、エンゲージメントの実効性向上を図る優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを含めたPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高める必要があると考えます。運用受託機関には、KPI(Key Performance Indicator=重要業績評価指標)を設定し、その達成状況を踏まえて改善を行うなど、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めます。

(4) その他

一部の運用受託機関では、エンゲージメントの際に定量的・定性的なエビデンスを基に対話を行っている取り組み、エンゲージメント担当者の評価にプロダクトのパフォーマンスを取り入れエンゲージメントによる企業価値向上に向けたインセンティブとしている取り組み、ESGスコアと企業価値の関係を分析することにより、ESGに関する対話の有用性を検証しようとする取り組み、海外アセットオーナーの先進的な取り組みをエンゲージメント活動に活かしている取り組みなど、エンゲージメントの実効性向上を図る優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方にに基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

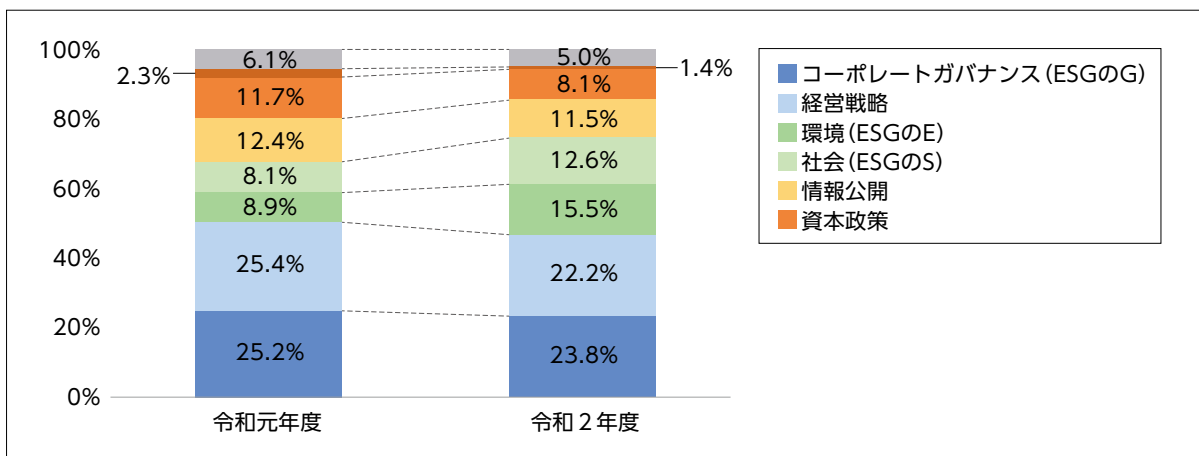
2 エンゲージメントの活動件数

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、令和2年度、委託先の運用受託機関15社(延べ35プロダクト)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ4,311社でした。また、対話の総数は延べ17,828件でした。また、気候変動に関連する対話の件数は延べ2,017件でした。

なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。

エンゲージメント活動延べ件数構成比推移



*運用受託機関ごとにエンゲージメントを集計する際の基準は異なります。

7 エンゲージメントの実施状況 (外国株式)

1 運用受託機関における取り組み状況

(1) 企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントの実施

全ての運用受託機関において、企業価値向上・持続的成長を目的とするエンゲージメントを行っていることを確認しました。また、サステナビリティを巡る課題に関するエンゲージメントについても、これらの目的に結び付くものとなるよう取り組んでいることを確認しました。

➡ 連合会は、運用受託機関に対して、投資先企業の中長期的な企業価値の向上や持続的成長を目的とした実効的なエンゲージメントを通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるように求めていく方針です。運用受託機関には、エンゲージメントの目的や取り組みの考え方について、引き続き連合会の考え方に対するさらなる理解を求めます。

(2) エンゲージメント内容の質

連合会は、エンゲージメントの実効性を左右する最も重要な要素は、企業価値向上につながるエンゲージメントの内容であると考えます。

➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き企業価値向上につながる内容のエンゲージメントを実施することを求めます。

(3) プロセス(PDCAサイクルなど)の実効性

大部分の運用受託機関において、エンゲージメントに関する組織的な進捗管理や効果測定を行っていることを確認しました。

一部の運用受託機関では、エンゲージメント活動のトラッキングツールを導入することで、対話の進捗管理と効果測定に活用するという優れた取り組みを確認しました。

➡ 連合会は、エンゲージメントが「目的を持った対話」であることから、エンゲージメントにより目的が達成されたか否かを含めたPDCAサイクルを構築・活用し、実効性を高める必要があると考えます。運用受託機関には、KPIを設定し、その達成状況を踏まえて改善を行うなど、組織的にエンゲージメント・プロセスの実効性を高めていくことを求めます。

(4) その他

一部の運用受託機関では、大学と連携して、気候変動に関する科学的知見を深め、エンゲージメントに活用する取り組みや、企業の気候変動リスクを細分化することによって、より具体的なエビデンスをもってエンゲージメントを行おうとする取り組みなど、エンゲージメントの実効性向上を図る優れた取り組みを確認しました。

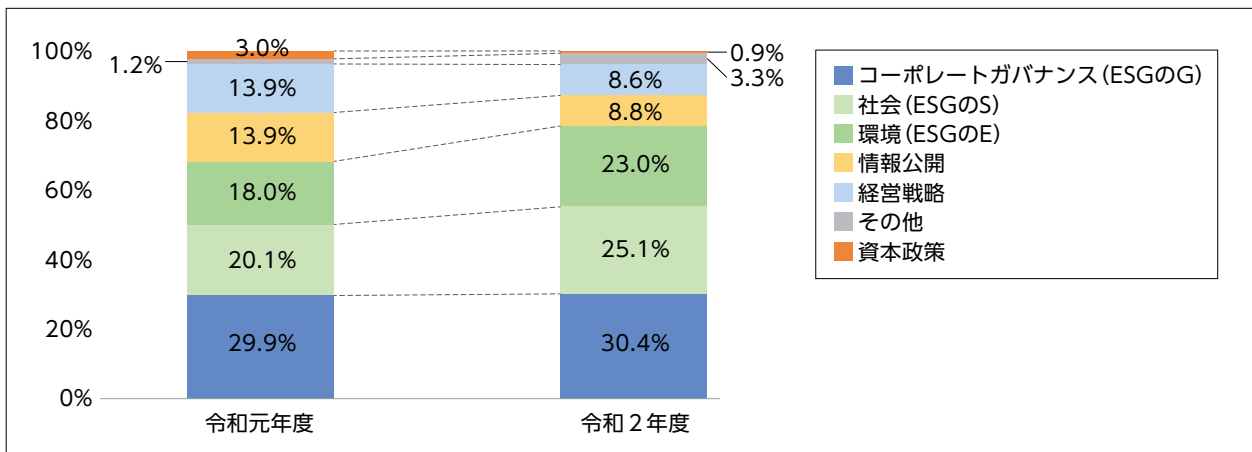
➡ 連合会は、運用受託機関に引き続き各運用受託機関の考え方にに基づき、エンゲージメントの実効性向上に向けた取り組みを行うことを求めます。

2 エンゲージメントの活動件数

連合会では、株式に投資している積立金(厚生年金保険給付調整積立金、経過的長期給付調整積立金)においてエンゲージメントを行っています。

厚生年金保険給付調整積立金において、令和2年度、委託先の運用受託機関16社(延べ24プロダクト)を通じてエンゲージメントを実施した企業は延べ1,762社でした。また、対話の総数は延べ4,614件でした。また、気候変動に関連する対話の件数は延べ644件でした。なお、同一の戦略で運用を行っている経過的長期給付調整積立金においても、エンゲージメント活動件数は同様です。

エンゲージメント活動延べ件数構成比推移



*運用受託機関ごとにエンゲージメントを集計する際の基準は異なっています。

8 運用受託機関の課題認識

連合会は、運用受託機関がスチュワードシップ責任を果たす上で下記の課題を認識していることを確認しました。

連合会は、運用受託機関に対し、引き続き下記の課題の解決に取り組むことにより、実効的なスチュワードシップ活動を行っていくことを求めます。

〔国内株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
議決権行使・ エンゲージメント共通	体制強化（専門性向上、外部有識者の招聘等）
	スチュワードシップ活動プロセスの効率的・効果的運営
	情報開示の充実
議決権行使	議決権行使助言会社による助言内容の実効性
エンゲージメント	サステナビリティ課題に関する対話の改善・強化
	課題が未解決な企業に対する更なる働きかけ
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の進化・改善
	コロナ禍における企業との友好的な関係の構築

〔外国株式の運用受託機関における課題認識〕

対象項目	課題の内容
議決権行使・ エンゲージメント共通	体制強化（人材育成、専門性向上等）
	スチュワードシップ活動プロセスの効率的・効果的運営
	情報開示の充実
	イニシアティブ等への参加検討
	市場への情報発信
議決権行使	議決権行使とエンゲージメントの更なる一体的運用
	高いガバナンスを求める議決権行使基準の改訂検討
エンゲージメント	企業の情報開示に対する更なる働きかけ
	エンゲージメント効果測定（検証）方法の進化・改善
	エンゲージメント再委託先との連携強化
	エンゲージメント・キャンペーンにおける対象企業の拡大等

9 ESG 投資

1 ESG投資に対する基本的な考え方

連合会は年金資金を長期間で運用することから、投資において、短期的な企業業績だけでなくESGといった持続可能性の要素に着目することによって、長期的なリターンの最大化を目指すことは合理的です。

ESG投資については、令和2年に改正された積立金基本指針（4省告示）を受けて基本方針等を改正し、その中で「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESG（環境、社会、ガバナンス）を含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて、個別に検討した上で、必要な取組を実施する」こととしています。

連合会では、ESG投資について、現行の基本方針等において、非財務的要素を考慮した投資が規定される以前から、それぞれ個別に検討したうえで、必要な取組を行っています。

2 ESG投資の取組み

・委託運用プロダクトにおけるESG要素の考慮

連合会は、年次で実施している委託運用プロダクトの総合評価及び新規プロダクトの選考において、ESG要素の考慮の状況进行评估しています。また、株式の運用受託機関に対するスチュワードシップ活動においても、議決権行使・エンゲージメント活動を行う際にサステナビリティ（ESG要素を含む中長期的な持続可能性）を考慮した活動を行うことを要請しているほか、その取組み状況に関して確認しています。

・株式運用におけるESGプロダクトへの投資

連合会は、国内株式アクティブ運用において、平成22年にESGプロダクトへの投資を開始し、その後徐々に採用プロダクトや投資金額を増やしてきました。

近年、世界的にESG投資への関心が高まっていること、基本方針等のESG投資に関する項目が改正されたことなども踏まえ、令和2年12月に、新規にアクティブ運用3プロダクト、パッシブ運用2プロダクトを採用しました。

アクティブ運用のESGプロダクトには、運用プロセスにおいてESG要素を十分に考慮しつつ、超過収益を獲得することを期待しています。また、パッシブ運用のESGプロダクトについては、政策ベンチマークから乖離するリスクを一定程度抑制しつつ、投資先及び市場全体を持続的に成長させることを期待しています。

また、令和4年3月末現在、外国株式において、ESGアクティブプロダクトの選考を行っているところです。

・債券運用におけるESG債への投資

連合会は、令和元年度から、国内債券の自家運用においてESG要素を考慮した投資を行っているところであり、当面は地方公共団体や財投機関等が発行するESG債を中心に投資を行うこととしています。

10 今後の取り組み

連合会は、受託者責任と社会的責任を両立すべく、引き続きスチュワードシップ活動に積極的に取り組んでいきます。

(1) 運用受託機関に対する効果的なモニタリングの実施

運用受託機関のスチュワードシップ活動が連合会の方針と整合的であることを引き続き確認するとともに、取り組みの「質」に重点を置いたモニタリングを実施します。

(2) 運用受託機関との対話と、連合会内部での知見の蓄積

持続的にスチュワードシップ活動の実効性を向上させるという観点から、運用受託機関と連合会が重視する事項等について対話を行うとともに、連合会としてもスチュワードシップ活動に対する知見を蓄積します。

(3) スチュワードシップ活動対象資産の範囲拡大の検討

スチュワードシップ責任を果たす観点から、株式以外の他資産においてスチュワードシップ活動を実施している運用受託機関の状況把握等を通じ、スチュワードシップ活動対象資産の範囲を拡大することについて検討を進めており、必要な取り組みを可能な範囲で実施します。

(4) 非財務的要素を考慮した投資の推進

被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、ESGを含めた非財務的要素を考慮した投資を推進することについて検討した上で、引き続き必要な取り組みを実施します。また、引き続き、株式の運用受託機関のスチュワードシップ活動モニタリングにおいても、サステナビリティを考慮した活動を行っているかを確認していきます。

(5) コーポレートガバナンス原則等の改正

法令やコード、社会情勢等の変化を考慮しながら「コーポレートガバナンス原則」、「株主議決権行使ガイドライン(国内株式・外国株式)」及び「日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ表明」を必要に応じて改正します。

(6) 他の公的年金等との連携

スチュワードシップ活動の実効性を高め効率化を図る一助として、地方公務員共済や他の公的年金等と意見交換を行うなどの取り組みを実施します。

年金払い退職給付に係る 財政状況(令和2年度末)について

[年金業務部 数理課]

ご紹介

当連合会では、年金払い退職給付制度に係る財政状況の確認作業として、毎年、国共済と地共済を合計した額について、年度末に積み立てておくべき金額(積立基準額)と実際の積立金額の比較を行っています。これを「財政検証」と呼びます。

この度、令和2年度末の財政検証を実施した結果、国共済と地共済を合計した剰余の額は約532億円となりました。

なお、詳細については以下のとおりとなっています。

1 令和2年度末の年金財政状況

年金払い退職給付制度の年金財政方式は、将来の給付に要する費用を事前に積み立てておき、積み立てた資金から年金を支給する方式となっています。年金払い退職給付制度の積立状況を把握するため、当連合会では、毎年、「財政検証」を実施しています。

その結果は以下のとおりです。

(単位:億円)

区分		国共済+地共済	国共済	地共済
積立基準額	A	20,810	5,637	15,173
積立金(簿価ベース)	B	21,342	6,061	15,281
剰余または不足	C=(B-A)	+ 532	+ 424	+ 108

(注)「+」は剰余を表しています。

「積立基準額」は令和2年度末に積み立てておくべき金額であり、国共済が5,637億円、地共済が15,173億円、合計で20,810億円となっています。一方、実際の「積立金」は簿価ベースで国共済が6,061億円、地共済は15,281億円、合計で21,342億円でした。

積立金から積立基準額を差し引いた結果、国共済が424億円の剰余、地共済が108億円の剰余、合計で532億円の剰余となりました。

2 国共済と地共済との間の財政調整の実施

年金払い退職給付制度では、国共済と地共済の間で財政調整を行うこととなっています。具体的には、財政状態が剰余の共済から不足の共済に対し、その不足額の5分の1(ただし、剰余の共済の剰余額を限度とする。)を拠出することとされています。

令和2年度末においては、国共済、地共済とも「剰余」の状態であったため、財政調整拠出金(確定額)は発生しません。

地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について

[総務省]

ご紹介

令和4年度地方財政計画において、地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源が措置されました。これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員共済組合等に係る地方公共団体の負担金等の財源措置について」（令和4年3月24日付け総行福第65号）を各都道府県総務部長及び関係共済組合理事長あて通知しました。以下その内容を掲載します。

令和4年度における地方公務員共済組合等に対する地方公共団体の負担金等に係る財源措置については、下記のとおり措置されましたので通知します。

記

1 地方公務員共済組合に対する負担金等

(1) 地方公共団体負担金

区分	都道府県 一般職	公立学校		警察		市町村 一般職	
		義務教育職	その他教育職	警察官	事務職		
長期	給料	130.8231%	114.9014%		139.8591%		126.6863%
	期末手当等	99.1105%					
	公経済 ^(注1)	41.6%					
追加費用	35.0%	36.3%	21.0%	33.8%	30.1%	16.8%	
短期	給料	71.62%	68.10%		64.83%		76.50%
	短期+福祉 ^(注2)	59.79%	56.24%		52.39%		64.60%
	育休介護手当金	0.07%	0.09%		0.04%		0.08%
	介護納付金	11.76%	11.77%		12.40%		11.69%
	特別財政調整	—	—		—		0.13%
	期末手当等	54.46%	56.93%		46.06%		58.57%
	短期+福祉 ^(注2)	45.38%	48.03%		36.48%		49.60%
	育休介護手当金	0.05%	0.08%		0.03%		0.06%
	介護納付金	9.03%	8.82%		9.55%		8.81%
	特別財政調整	—	—		—		0.10%
	特定健康診査及び 特定保健指導	187円/人	117円/人		232円/人		170円/人
事務費	240円/人	240円/人		240円/人		別紙参照(次頁)	

(注) 上記の給料に係る負担金率及び期末手当等に係る負担金率は、地方財政措置上の率である。また、期末手当等に係る負担金率については標準報酬の月額及び標準期末手当等に係る負担金率と等しくなる。

(注1) 基礎年金拠出金等に係る公的負担分である。

(注2) 「特定健康診査及び特定保健指導」に係る財源措置額により算定した率を含む。

(2) 地方公共団体補助金(事務費として組合員1人当たり年額)

次のとおり。なお、いずれの金額にも、地方公務員共済組合連合会分担金として組合員1人当たり年額1,120円を含んでいる。

- ア 地方職員共済組合 7,970円
- イ 公立学校共済組合 6,100円
- ウ 警察共済組合 8,890円

2. 地方議会議員共済会に対する負担金

区分	都道府県 議会議員	市議会議員	町村議会議員
事務費	議員1人当たり年額 19,343円	議員1人当たり 11,378円	議員1人当たり 13,129円
給付費	標準報酬月額 18.5 100	標準報酬月額 32.2 100	標準報酬月額 32.2 100

3. 職員厚生費

職員1人当たり年額

都道府県	6,314円
市町村	6,314円

4. その他

(1)生涯福祉施策関連負担金

(ライフプラン相談員の設置経費を含む。)

都道府県 13,325千円 市町村 882千円

(2)ライフプラン推進計画策定費用

都道府県 1,018千円(注) 市町村 408千円

(注)一般職員のほか警察、教育職員分も含んでいる。

(別紙) 事務費負担金の組合員1人当たり単価(令和4年度)

(単位:円)

組合	単価	組合	単価
指定都市	11,050	京都府	11,460
北海道	11,070	大阪府	10,870
青森県	11,280	兵庫県	11,070
岩手県	11,410	奈良県	11,420
宮城県	11,290	和歌山県	11,460
秋田県	11,430	鳥取県	11,930
山形県	11,370	島根県	11,650
福島県	11,210	岡山県	11,290
茨城県	11,180	広島県	11,290
栃木県	11,340	山口県	11,360
群馬県	11,260	徳島県	11,710
埼玉県	10,870	香川県	11,610
千葉県	10,870	愛媛県	11,360
東京都	11,120	高知県	11,590
神奈川県	11,120	福岡県	11,210
新潟県	11,180	佐賀県	11,750
富山県	11,480	長崎県	11,410
石川県	11,450	熊本県	11,250
福井県	11,630	大分県	11,520
山梨県	11,630	宮崎県	11,600
長野県	11,160	鹿児島県	11,280
岐阜県	11,210	沖縄県	11,440
静岡県	11,080	北海道都市	11,350
愛知県	11,070	仙台市	11,710
三重県	11,250	愛知県都市	11,160
滋賀県	11,350		

令和4年度以降において地方公共団体等が負担すべき追加費用等について

[総務省]

ご紹介

地方公共団体等が追加費用として負担すべき金額の基礎となる追加費用率及び地方公共団体の職員である組合員等に係る費用として地方公共団体が負担すべき金額の算定の基礎となる負担率が、令和4年3月31日に公示されました。

これに伴い、総務省は自治行政局長名で「告示の制定について」（令和4年3月31日付け総行福第64号）を各都道府県知事等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

○ 総務省告示第四百号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十三条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十八年自治省告示第七十二号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第一百五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和三年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定し

た割合を乗じて得た額。以下同じ。)の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II同左]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{25.7}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{29.3}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.3}{1000}$
警察共済組合	$\frac{20.1}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{22.1}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{14.3}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合	$\frac{0.8}{1000}$	
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.9}{1000}$
警察共済組合	$\frac{1.2}{1000}$	
東京都職員共済組合	$\frac{1.5}{1000}$	
指定都市職員共済組合	$\frac{1.1}{1000}$	
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[]の記載は注記である。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下「施行法」という。）第三条の五並びに第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和四年度以後の各年度における追加費用として、地方公共団体、地方公務員共済組合（以下「地共済組合」という。）、全国市町村職員共済組合連合会又は地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号。以下「法」という。）第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人（法第三条第四項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四百一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人（法第四百一条の三に規定する定款変更一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である組合員の標準報酬月額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額。以下同じ。）の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、地共済組合が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員（法第四百一条第一項に規定する組合役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員（法第四百一条第二項に規定する連合会役職員をいう。以下同じ。）である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た厚生年金保険給付等追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公共団体が負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該地方公共団体の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額、当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額及び当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地共済組合が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における当該地共済組合の組合役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、全国市町村職員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における全国市町村職員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として、地方公務員共済組合連合会が負担すべき金額は、当該年度の四月一日における地方公務員共済組合連合会の連合会役職員である組合員の標準報酬月額の総額の合計額に十二を乗じて得た額に、次の算式によつて算定して得た経過的長期給付追加費用率を乗じて得た金額とする。

[I・II略]

別表第1 厚生年金保険給付等追加費用率

地共済組合の区分	厚生年金保険給付等追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{25.7}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{29.0}{1000}$
	その他教職員	$\frac{16.3}{1000}$
警察共済組合		$\frac{20.1}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{18.6}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{12.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

備考 表中の[]の記載は注記である。

別表第2 経過的長期給付追加費用率

地共済組合の区分	経過的長期給付追加費用率	
地方職員共済組合		$\frac{0.8}{1000}$
公立学校共済組合	義務教育職員	$\frac{2.2}{1000}$
	その他教職員	$\frac{1.8}{1000}$
警察共済組合		$\frac{1.2}{1000}$
東京都職員共済組合		$\frac{1.5}{1000}$
指定都市職員共済組合		$\frac{1.1}{1000}$
市町村職員共済組合		
都市職員共済組合		

○ 総務省告示第百五号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）附則第七十五条の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第百二十七号（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和三年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付（以下「地方の組合の経過的長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十二・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十二・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過的長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

改正後

地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）第九十三条第二項（同項に規定する施行日以後の団体共済組合員期間等として年金額の計算の基礎となるものに対応する年金額の増加に要する費用に係る部分を除く。）及び第三項並びに同法第九十七条において準用する同法第九十六条第一項及び第二項並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「一元化法」という。）附則第七十五条第一号の規定により、令和四年度以後の各年度における追加費用として、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百四十四条の三第一項に規定する団体が負担すべき金額は、一元化法附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過長期給付（以下「地方の組合の経過長期給付」という。）に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額（法第四十三条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の総額に十二を乗じて得た額に千分の十一・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における当該団体の法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとし、地方職員共済組合が負担すべき金額は、地方の組合の経過長期給付に係る追加費用以外の追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員（法第百四十四条の十九の規定によりみなして適用する法第百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下同じ。）の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の十一・六を乗じて得た金額とし、地方の組合の経過長期給付に係る追加費用として負担すべき金額については、当該年度の四月一日における地方職員共済組合の団体組合員の標準報酬月額の総額に十二を乗じて得た額に千分の〇・四を乗じて得た金額とすることとする。

○ 総務省告示第百六号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第二項及び第四十一条第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十二号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和二年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十・〇を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条の二第一項第一号イからへまでに規定する第三号厚生年金被保険者及び同項第二号に規定する第三号厚生年金被保険者並びに同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者、同項第二号に規定する構成組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者及び同条第二項に規定する連合会役職員のうち第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和四年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における当該地方公共団体に係る同令第二十九条の二第一項第一号イからへまでに掲げる各総額の合計額に、千分の四十一・六を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第百七号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第三項及び第四項並びに地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和三十七年政令第五十八号）第八十二条第三項及び第八十三条の規定に基づき、平成二十七年総務省告示第三百四十三号（地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和二年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十・〇を乗じて得た金額とする。

改正後

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百十三条第四項第二号、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第三十三条第一項及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条第四号の規定により、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第六十五条第二項に規定する団体の職員である第三号厚生年金被保険者及び同令第四十一条第一項第一号に規定する組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者のうち法第百四十四条の十九の規定により団体職員とみなされた組合役職員である第三号厚生年金被保険者に係る費用として地方公共団体が令和四年度以後の各月において負担すべき金額は、各月における同令第六十五条第一項の表の下欄に掲げる当該地方公共団体に係る同条第二項に規定する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に千分の四十一・六を乗じて得た金額とする。

○ 総務省告示第百八号

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定に基づき、平成七年自治省告示第百六十八号（地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和三年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一 地方職員共済組合 千分の〇・〇六
- 二 公立学校共済組合 千分の〇・一〇
- 三 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 四 東京都職員共済組合 千分の〇・〇九
- 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六
- 六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六
- 七 都市職員共済組合 千分の〇・〇六

改正後

地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十九条第三項の規定により地方公共団体が令和四年度以降の各年度の各月において負担すべき金額は、次の各号に掲げる地方公務員共済組合（以下「組合」という。）の区分に応じ、当該年度の各月における当該組合の地方公共団体の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額と当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である組合員の同条第一項に規定する標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該特定地方独立行政法人の職員である組合員の標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）との合計額に、当該各号に定める率を乗じて得た金額とする。

- 一 地方職員共済組合 千分の〇・〇五
- 二 公立学校共済組合 千分の〇・〇八
- 三 警察共済組合 千分の〇・〇三
- 四 東京都職員共済組合 千分の〇・〇七
- 五 指定都市職員共済組合 千分の〇・〇六
- 六 市町村職員共済組合 千分の〇・〇六
- 七 都市職員共済組合 千分の〇・〇六

○ 総務省告示第百九号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を次のように定め、令和四年四月一日から施行する。なお、令和三年総務省告示第百二十九号（地方公務員等共済組合法附則第十四条の三第一項第二号に規定する総務大臣が定める基準を定める件）は、令和四年三月三十一日限り、廃止する。

令和四年三月三十一日 総務大臣 金子 恭之

標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に係る率
千分の四十八・〇

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

[総務省]

ご紹介

「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令」（令和4年政令第119号）等が公布されました。

これに伴い、総務省は自治行政局公務員部福利課長名で「地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令等の施行について」（令和4年3月31日付け総行福第152号）を各共済組合等あてに通知しました。

以下その内容を掲載します。

1 概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号。以下「年金制度改正法」という。）の施行に伴い、地方公務員共済組合制度において所要の改正を行うとともに、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえ、地方公務員共済組合制度における旧地方公務員等共済組合法の規定に基づく給料年額改定率等について同様の改定を行う。

2 改正の内容

- (1) 年金制度改正法における地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号。以下「地共済法」という。）の改正（地共済法附則第19条の2の新設）により、退職等年金給付における脱退に伴う一時金の制度が創設され、一定の要件の下、組合員期間が1年以上ある日本国籍を有しない者は一時金を請求することができることとされた。
当該一時金は公務障害年金その他政令で定める給付を受ける権利を有したことがあるときは請求することができないこととされているため、この政令委任に基づき、当該政令で定める給付を規定する。
- (2) 年金制度改正法において、公的年金の支給の繰下げ・繰上げの見直しが行われたことを踏まえ、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号）附則第60条第5項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするものについても同様の措置を講ずるため、同法第3条の規定による改正前の地共済法等の読替え規定の整備を行い、必要な経過措置を設けるとともに、その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号。以下「昭和60年改正法」という。）による改正前の地共済法による年金に係る給料年額改定率（※）について、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。
※退職年金など昭和60年改正法による改正前の地共済法による年金（既裁定年金）の額を算定する際に用いる改定率。退職年金の算定基礎となる給料年額について、昭和60年度水準から現在水準にスライドさせるための率である。
- (4) 地方議会議員年金制度については、平成23年6月1日をもって制度が廃止されたが、経過措置として制度廃止前に年金の給付事由が生じた者に対しては引き続き年金の給付を行うこととされたところ。
この経過措置として給付を行う地方議会議員の年金額について、令和4年度における厚生年金の再評価率の改定を踏まえた改定を行う。

3 根拠法令

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成23年法律第56号）附則第21条等

4 スケジュール

公布日:令和4年3月25日

施行日:令和4年4月1日

年金制度等の日誌

■ 厚生年金制度に関連した法律等の改正状況

年月日	事項
R4.3.7	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令(厚生労働省令第33号)
R4.3.25	国民年金法施行令等の一部を改正する政令(政令第115号)
	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令(政令第86号)
	地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する政令(政令第119号)
R4.3.29	年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(厚生労働省令第46号)
R4.3.30	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(政令第129号)
	社会保障に関する日本国とスウェーデン王国との間の協定(条約第1号)
R4.3.31	地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令(内閣府令 総務省令 文部科学省令第1号)
	地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令(総務省令第22号)
	昭和四十八年自治省告示第七十二号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により地方公共団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第104号)
	平成二十八年総務省告示第二百二十七号(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法等の規定により団体等が負担する追加費用に関する件)の一部改正(総務省告示第105号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十二号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する費用に関する件)の一部改正(総務省告示第106号)
	平成二十七年総務省告示第三百四十三号(地方公務員等共済組合法第百十三条第四項等の規定により地方公共団体が負担する団体組合員に係る費用に関する件)の一部改正(総務省告示第107号)
	平成七年自治省告示第六十八号(地方公務員等共済組合法施行令第二十九条第三項の規定により地方公共団体が負担すべき金額に関する件)の一部改正(総務省告示第108号)

■ 公的年金制度に関連した会議等の開催状況

年月日	事項
R4.3.28	社会保障審議会年金数理部会(第92回)

業務等の状況

■ 会議開催状況

<p>3月16日 第136回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、3月17日の第138回運営審議会に提出する旨決定されました。</p>
<p>3月17日 第138回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会特別会議室 内容 令和4年度事業計画及び予算(案)について、事務局から説明を行い、審議の結果、承認されました。</p>

■ 会議開催予定

<p>6月22日 第137回 役員会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和3年度決算(案)について</p>
<p>6月22日 第139回 運営審議会</p>	<p>場所 地方公務員共済組合連合会 内容 令和3年度決算(案)について</p>



宿泊施設 の紹介

警察共済組合
福岡県支部

警察共済組合福岡県支部

博多サンヒルズホテル

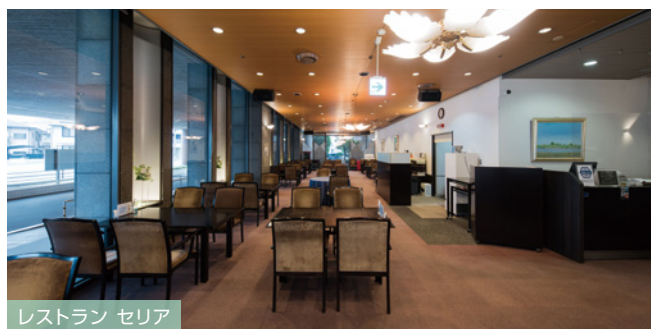
ビジネスに観光に便利な場所にあり、仕事帰りのおひとり様のご利用から
ご家族向けのファミリータイプのお部屋まで幅広く対応しております。
組合員の方だけの特別価格を用意して皆様のお越しをお待ちしております。



ホテル外観



客室



レストラン セリア



瑞雲の間



ウェディング

オリジナルウェディングや各種ご宴会・会議など幅広くご利用いただけます。

営業案内

予約 / 5か月前の1日正午より

チェックイン / 15:00 チェックアウト / 10:00

ご予約・お問合せ

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13-55

フリーコール 0800-100-1176 ☎ 092-631-3331

FAX 092-651-8430

☎ <http://www.hakata-sunhills.jp> ✉ info@hakata-sunhills.jp

交通のご案内

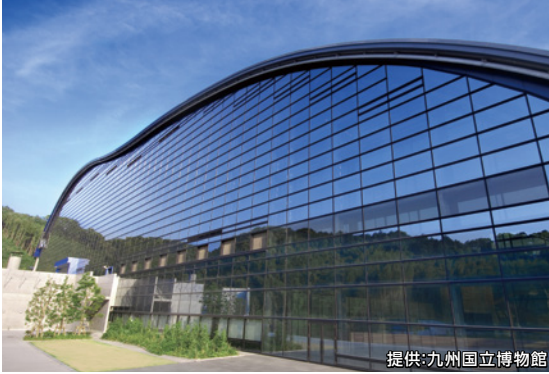
JR吉塚駅より徒歩3分 西鉄バス吉塚営業所となり

地下鉄 馬出九大病院前駅より徒歩10分

福岡空港からタクシーで15分

福岡おススメ観光情報

九州国立博物館



提供:九州国立博物館

国内4番目の国立博物館として平成17年に開設。国立博物館としては最大級の規模を誇ります。歴史系博物館としてアジア各地の文化交流の拠点になっており、特別展も数多く開催されています。

福岡グルメ



提供:福岡市

もつ鍋

鯉や昆布などでとったダシに醤油で味付けし、もつ、ニラ、キャベツ、ニンニク、鷹の爪を煮込んだ料理です。



提供:福岡市

水炊き

昆布などのダシだけで鶏肉と野菜を煮てポン酢につけて食べる料理です。

2階建オープントップバス



福岡市

シーサイドもちコース●都市高速で海沿いの景色を眺めながら福岡PayPayドームや福岡タワーなどを楽しめるコースです。博多街なかコース●櫛田神社や博多の街なか、福岡城跡など歴史あふれるエリアを回るコースです。福岡きらめきコース●博多地区や福岡タワーの夜景を満喫できるコースです。



明太子

提供:福岡市



ラーメン

提供:福岡市

宿泊 組合員価格

	1名	2名	3名	4名	5名	6名
シングル	5,500	—	—	—	—	—
ツイン・ダブル	8,000	10,200	—	—	—	—
和室	10,200	12,400	13,800	15,700	—	—
和洋室	15,400	17,200	19,290	21,200	22,900	24,840
特別洋室	17,900	20,400	—	—	—	—
特別和洋室	15,700	18,500	20,700	23,100	25,300	27,600

上記は素泊り料金です。別途宿泊税がかかります。7月21日から8月31日、12月26日から1月7日は割増料金となります。



地方公務員共済組合連合会
Pension Fund Association for Local Government Officials

<https://www.chikyoren.or.jp/>

地方職員共済組合 <https://www.chikyosai.or.jp/>
公立学校共済組合 <https://www.kouritu.or.jp/>
警察共済組合 <https://www.keikyo.jp/>
東京都職員共済組合 <https://www.kyosai.metro.tokyo.jp/>
全国市町村職員共済組合連合会 <https://ssl.shichousonren.or.jp/>
指定都市職員共済組合 / 市町村職員共済組合 / 都市職員共済組合

連合会だより・第226号

令和4年5月発行

編集・発行 地方公務員共済組合連合会 総務部 企画課

〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-1-1

TEL 03(6807)3677(代)

表紙の写真：太宰府天満宮

学問の神様として広く知られる菅原道真公をお祀りする、全国12,000の総本宮と称えられ年間850万人の参拝者が訪れる、福岡を代表する観光地です。

撫でると知恵を授かる「御神牛」や俳句に因んだ「飛梅」、国の天然記念物のクスの木、花菖蒲、藤、紫陽花、菊など年間を通じて花々を楽しめます。

参道には太宰府名物の梅が枝餅のお店もあり、参拝者に人気です。

